



授業参観と引き渡し訓練、ありがとうございました

1日と10日に分散して行った授業参観。お子様のかんばっている様子を見ていただけたでしょうか。授業参観の時刻が近づくと、子どもたちはソワソワ。頑張っている様子を見ていただきうれしかったことと思います。また、引き渡し訓練では、教室での引き渡しと学校配信メールの確認訓練もいたしました。大きな混乱もなく訓練ができました。ご協力ありがとうございました。学校配信メールの訓練は今回初めて行いました。回答確認いただくことで「メールが届いていること」を学校が確認できます。今後も回答確認のメールを使用させていただくことがありますので、その際は回答をお願いします。保護者のみな様には、徒歩や乗り合わせでの来校にご協力をいただきありがとうございました。

見直しました！生活習慣

11月9日から15日まで、ゲーム等の視聴時間を見直し、生活習慣を整えるため“生活習慣チェックシート”に取り組みました。保護者のみな様には、子どもたちの見守りをお願いしたところです。子どもたちの感想です。



◇…このチャレンジで読書がちょっとすきになりました。(2年生)

◇最初はできるかなとふしぎでしたが、ちゃんと頭でおぼえておくとしっかりできました。…目標を決めればしっかりとちゃんとしたことを身につけることができるんだと知りました。(3年生)

◇どうしてもテレビの時間がまもれなかった。夜9時に寝るはだいたい守れた。次からも一日の時間を有効に使いたいと思いました。(4年生)

◇一週間達成できてうれしかったです。…この一週間だけで終わらないように気を付けていきたいです。(5年生)

◇勉強時間はタブレットなどを使うことに大きく左右されると思いました。タブレットの時間に左右されないためには、あらかじめ一日のタイムスケジュールを組んでおくのもよいと思いました。(6年生)

ゲームなどの時間が多いことに気付けた、自分で頑張ればできそう…など自分で生活を見つめ、自分で課題をみつけ、課題にとり組みました。ぜひ、続けてほしいです。

にしまる救出大作戦！

ご協力ありがとうございました

前後期の児童会が協力して取り組んだあそび集会。保護者・学校運営協議会のみな様にご協力をいただき、全校が全力で楽しむことができました。ご協力ありがとうございました。様子はHPにアップしてありますのでご覧ください。



もうすぐ12月。日暮れも早く寒さを感じる季節です。寒くなるとついポケットに手をいれたいくなります。登校時にそのような姿をよく見かけるようになりました。手をポケットに入れて歩くとバランスを崩してこけやすくなったり、こけたときとっさに手をつくことができず大けがにつながる場合があります。手袋のご用意をお願いします。また、学校でもポケットに手を入れたまま歩くことのないよう指導します。ご家庭でも声掛けをお願いします。





11月は「いじめ防止強化月間」です

三重県では、4月11月を「いじめ防止強化月間」と位置づけ、学校・家庭・地域がそれぞれの役割

と責任を自覚し、社会総がかりでいじめ問題の克服(未然防止・早期

発見・早期解決)を目指しています。本校児童会は、11月の「いじめ

防止月間」と12月の「人権週間」にかけての取り組みについて、全校

児童に放送で説明し、協力を呼びかけました。児童会では、「いじめ反対」の気持ちを示す「ピンク

シャツ運動」と「いじめ防止標語」に取り組みます。「ピンクシャツ運動」では、火・金曜日の「朝のあいさ

つ運動」時にいじめへの思いを書いたピンク色のタスキをつけます。また、いじめや友だちとの

関わり方を考えていじめ防止標語も作り、校内掲示やHPで啓発していきます。



ピンクシャツ運動って？

ピンクシャツ運動とは、カナダで生まれた「いじめ反対」運動です。中学生の男子が、ピンクのシャツを着て登校したことからかわれいじめられました。それを知った高校生2人がピンクのシャツを着て学校へ行こうと呼びかけ、次の日、みんながピンク色のシャツを着たり、ピンク色のリボンをつけたりすることで、いじめ反対の気持ちを示し、いじめをなくなったことがきっかけとなりました。



家庭・地域向け啓発資料

4月と11月は

「いじめ防止強化月間」です



趣旨

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力し合いながら、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むという気運を高めるとともに、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応をめざした取組を推進します。

いじめって何？

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」より
(平成25年9月28日施行)

具体的には・・・

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 品物をたかられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等



保護者のみなさんへ

家族全員でいじめが人権侵害であることを理解するとともに、日頃から大人が模範を示しましょう。

- 子どもの自尊感情を高める言葉をかけましょう
- 子どもの規範意識を養うため、自らの言動が見本となるよう心がけましょう
- 子どもが発するサインをキャッチしましょう
- 子どもが助けを求めやすい環境を作りましょう
- いじめの防止、発見、措置に学校等と連携し、協力しましょう
- 親子で共感できる活動を楽しみましょう
- 家族そろって地域活動に参加しましょう



地域のみなさんへ

いじめ問題の理解を深め、地域の子どもの守り育てていきましょう。

- 日常的に子どもたちを見守りましょう
- 地域行事等を通して子どもたちと交流を深めましょう
- いじめやいじめかなと思うことを見かけたら、学校又は関係機関(教育委員会)等へご連絡ください
- 異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶ環境づくりをしましょう
- 学校やPTAと連携していじめ問題に取り組みましょう

三重県いじめ防止条例では、保護者の責務(第8条)、県民及び事業者の役割(第9条)に上記の責務や役割を示していますので、ご協力をお願いします。

インターネットや携帯(スマートフォン等)を通したいじめやトラブルを防ぐために

【青少年インターネット環境整備法から要約】

- 保護者の責務** 保護者はネット上には有害情報が氾濫していることを認識し、子どものネット利用のルールを決めるなど、しっかり見守る努力をする責務があります。
- 保護者の義務** 子どもの携帯電話を購入する際には、携帯電話会社に「使用者が子どもであること」を申し出る義務があります。
- 事業者の義務** 子どもが利用する携帯電話に、フィルタリングを提供する義務があります。フィルタリングを解除するには、保護者(親権者)の同意が必要です。

